(一)　第912号　【昭和27年9月25日 【第三種郵便物認可】　THE MIIKE　(毎月1日、16日発行)　昭和46年3月16日(火)

CO・遺族要求を提出

いよいよ中央委決定の実行へ

会社は災害責任とれ

「解雇制限」「遺族援護」など

このほど三池労組は、中央委員会の決定にもとづき、三井鉱山に対し改めてCO患者・遺族に関する要求を提出した。その内容は、次の通りである。

CO問題について

(1)**解雇制限について**

1、CO被災労働者の長期療養給付者についての解雇制限の協定は、「当分の間解雇しない(三年間以内)」との了解事項となっているが、協定(昭和四十三年一月の炭労・会社間で締結されたもの)後三年余を経過した今日、改めて「将来も解雇しない」との協定を結ぶこと。

2、CO特別措置法の第四条に「CO中毒にかかった者であることを理由に、一切の差別的取り扱い(解雇権も含む)をしてはならない」ともあり、差別・解雇をしないとの協定を結ぶこと。

3、CO被災者でじん肺患者の者として区分四となり、長期療養給付をうけることになった豊田明吉さんと、今年四月一日で長期療養給付になる予定の西森義彦さんの二人を解雇しないこと。今後は、同様取り扱いをすること。

(2)**治療の充実について**

1、アフターケア(外科後処置)の実施については、三井鉱山は当然患者が全快するまで治療を行なう責任がある。アフターケアと治療を完全に実施すること。

2、リハビリ(回復訓練)の充実と施設・要員を、会社の責任において完全に整えること

3、再発・続発症・合併症に苦しむCO患者の入院、治療、賃金は、会社の責任において補償すること。

4、停年のため退職するCO患者に関しても、すべて会社の責任において補償すること。

(3)**前収補償について**

1、配転したCO患者に対しては、被災前の本人の職種と、現在におけるその職種の平均収入の差額を補償すること。

2、補償はスライド制とすること。

(4)**CO患者の諸取扱いについて**(略)

(5)**転場造成について**

(イ)三川鉱柳内にCO患者の職場を造成し、訓練を兼ねた作業を確保すること。(ロ)同上職場には医師と看護婦を置き、その指示で作業・訓練を行なうこと。(ハ)本人に適当する訓練・作業を行い、医師の判断により休業・早退・遅刻・給与を補償すること

(6)**福利厚生施設について**

退職したCO患者も、組合員同等に取り扱うこと。

(7)**労災治療を受けているCO患者の取り扱いについて**

会社の休業補償を四〇%に増額すること。(現行は一〇%)中略。

(10)**死亡者の取り扱いについて**

会社は、すでに死亡した八人のCO患者については、すべて"公傷死"取り扱いをなすこと

(11)―(12)(略)

(13)**九・二八CO患者の取り扱いについて**

(イ)本要求同等に取り扱うこと。

(ロ)上層関係患者のCO患者に、協定による見舞金をただちに支給すること。(ハ)職場復帰者への立ち上がり資金、ならびに配転料を支給すること。

(14)**以下略**

遺族問題について

(1)**責任問題について**

会社は、災害責任を明らかにすること。

(2)**弔慰金増額について**

当時の五十万円は、現在三百万円となっている。その差額を支給すること。

(3)**期末手当・賃金棚上げ分の支払いについて**

棚上げのため、その平均賃金が低下している。その差額を補償すること。

(4)**盆・暮れに、御仏前を一人当り五千円支払うこと**

(5)**生活扶助金を一日当り五百円に増額すること**

(6)**遺族の困窮者は、全員援護すること**

(7)**両工場の労仂条件の改善**

(8)**遺族援護基金の増額**

(9)**福利厚生は組合員同等に**

(10)**子女の教育費について**

大学生に五千円、高校生に三千五百円、中学生に二千五百円、小学生に二千円(いずれも一カ月につき)支給すること。

統一地方選挙〝せまる!

現在幾多の矛盾をさらけ出してきている県・市・町・村の自治体を、そのまま保守の手にまかせるか、それとも「明るい民主自治体」の創出をめざす革新勢力の手にとりもどすことができるかの、重大決定をくだす〝統一地方選挙〟を迎えた。

組合員と家族の一人ひとりが決起しなければならないことは指摘するまでもないが、とりあえずおもな自治体の首長や議員選挙の日程は次の通りである。

福岡県知事選
三月十七日公示、四月十一日投票。

福岡県会議員選
三月三十日公示、四月十一日投票。

大牟田市長選
四月十五日公示、同月二十五日投票。

大牟田・荒尾市会議員選
右　同。

熊本県会議員選挙の日程は福岡県会議員選と同じである。

なお、関係候補の選挙対策事務所は次の通りである。

たがや(福岡県知事候補)・**川口**(大牟田市長候補)合同選挙対策本部は大牟田地評(曙町)電話④―一四〇二番)

浦川守(福岡県議候補)挙対事務所は本町五丁目国鉄大牟田西駅前。電話②―五五四二・三二三〇番

酒井善為(熊本県議候補)選対事務所は荒尾市昭和区社会党荒尾総支部。電話は荒尾の②―〇六一二番)(市議候補については次号)

炭労大会、春闘方針を決定

〝長期の闘い〟を覚悟

炭鉱賃金こそ最高のはず

去る八日―十日に東京で開かれた炭労大会は、一万二千円賃上げなどの諸要求をかかげての闘う重大な〝七一年春から夏にかけての闘争方針〟を決定した。

同闘争方針によれば、炭労は「四月中旬ともくされる第一のヤマ場にむけて、体制強化をはかるため前段闘争として最低一職場一要求を組織」し、この「職場闘争をふまえながら」、「民間単産の闘い」に合わせて「実力行使の時期設定」を行ない、統一闘争を組織することになる。

当然そこには再度「全炭鉱の先行解決」の問題が出てくるが、これに対して大会は、「何よりも主体的条件を確立することが先決であり」、「全炭鉱の先行解決をのりだけに、大会の右の覚悟は当然である。決定した闘争方針自体がいっている――「炭鉱賃金こそ、全産業中最高のものでなければならないのだ」と。

決定した要求

賃上げは既に提出

こんどの炭労大会で決定された要求は、おおよそ次の通り。

石炭政策について

一、石炭産業を国有化せよ。

二、体制委員会に労働者代表を参加させ、石炭産業全体にわたる基本構想を検討せよ。

三、閉山・縮小を停止せよ。

四、危機にある炭鉱に資金措置を確立せよ。

五、海外原料炭開発よりも国内資源開発を優先させよ。

六、保安を確保せよ。

七、福利厚生の拡充と、健保の確立へ財政措置をとれ。

八、炭鉱最低賃金を坑外員三万円坑内員四万二千五百円に引き上げよ。

他に対政府要求と対資本要求の具体的内容があるがその分は略。

賃金について

一、基準内賃金として一万二千円(一万で四百八十円)の引き上げを要求する。

二、現在、家族一人当たり四百円の家族給に、第一順位六百円、第二順位以下二百円を積み上げる。

三、最低賃金として、坑外員月額三万円、坑内員四万二千五百円に、今年の引き上げ額を積み上げた額を下まわらないこと。

四、略。

退職手当について

定年退職手当の最低補償として勤続二十年以上の定年退職者の退職金が、坑内員二百十万円(二十五年で三百十万円、三十年で四百三十万円)、坑外員で百九十万円(二十五年で二百八十万円、三十年で三百八十万円)を下まわらないこと。

じん肺、およびせき損について

入院準備金などの増額要求とともに、三池労組が提起したのが実って「じん肺管理二以上の認定をうけ低職種に配転になった者に、前収補償を行なうこと」「じん肺患者が休業治療を開始してから三年たっても、解雇しないこと」という要求が決定したことを、注目すべきである。

なお期末一時金として、組合員一人平均十五万円要求も決定したが、大会終了後ただちに、炭労は資本側に対し賃上げ要求を提出した。

補償給付の請求へ

万訓で作業中の患者48人

三池労組はこの十日、三井鉱山を通して川藤久重大牟田労働基準監督署長に対し、山田勝さん(荒尾市緑ガ丘楓町)ら四十八人の、万田訓練所関係のCO患者の〝労災補償保険障害補償給付請求〟を提出した。

これは先きの中央委員会で決定した〝CO闘争当面の方針〟にもとづく要求で、去る昭和四十三年十月に、すでに坑内外の職場に復帰している二百十人のCO患者が同様請求を提出している。

昭和四十二年七月、CO特別措置法が国会で成立する際、早川労働大臣はその答弁で「低賃金の軽作業に移るに当っては、七級補償を考慮する」と、政府、年の三川鉱大爆発によるCO患者、ならびに昭和四十二年の三川鉱坑内火災によるCO患者、さらに宮浦鉱自然発火によるCO患者をめぐる諸問題の正しい解決のため、政府として努力するよう要請した。

現在、政府の治癒認定は絶対に認められぬとして、裁判で政府の不当性を追及している浦田譲二さんと桑原覚さんの二人は

なお三池労組はこの機会に、政府に対し改めて「昭和三十八の態度を明らかにしている。従って右の補償請求は、その約束の実行を迫るものである。

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番 ③3034番
編集兼発行人 渡田紀生
年間600円　送料共

がんばれ職場新聞

いま職場新聞活動が、全面的に強まってきました。そして職場の統一のため、大きな力となりつつあります。苦しいが、がんばって続けてゆきましょう。